

第4章 分野別方針

- 4-1 土地利用の方針
- 4-2 都市施設整備の方針
- 4-3 自然環境保全の方針
- 4-4 景観形成の方針
- 4-5 安全・安心なまちづくりの方針



第4章

分野別方針

前章で示した本市が目指すべき将来都市構造を実現するために、以下の5つの分野に関する方針を定めます。

目指すべき将来都市像

まちづくりの基本方針

① 土地利用の方針

市内を複数のエリアに区分し、各々の特性に応じた土地利用の方針を定める。

② 都市施設整備の方針

道路・交通体系、公園・緑地、河川・上下水道などについて整備方針を定める。

③ 自然環境保全の方針

山林・農地や沿川・沿岸部などの自然環境に関する保全・活用の方針を定める。

④ 景観形成の方針

山林・農地や市街地などにおける景観形成の方針を定める。

⑤ 安全・安心なまちづくりの方針

防災・減災対策と防犯・交通安全対策について、まちづくりの方針を定める。

4-1 土地利用の方針

(1) 基本的な考え方

将来都市構造図で示した5つのゾーンを基本として、現在の地形条件や土地利用状況（中心市街地、郊外・中山間部の集落地、農地、工業団地、山林など）に基づいて市内を複数のエリアに区分し、各々の特性に応じた土地利用の方針を定めます。

1) コンパクトでまとまりのある土地利用の推進

- 各地域の土地利用の状況やライフスタイルに応じた都市機能などの集約を図り、コンパクトでまとまりのある土地利用を目指します。
- 特に都市計画区域内においては、「伊万里市立地適正化計画」に基づいた居住と都市機能の積極的な誘導を図り、便利で快適な生活環境を形成します。

2) 地域の特性を活かす土地利用の推進

- 大川内山地区や里地区、沿岸部の工業団地など、各地域が継承してきた歴史・文化や社会的特性を最大限に活かす土地利用を推進します。

3) 自然環境が調和した土地利用の推進

- 本市の貴重な資源である豊かな自然環境を適切に維持するとともに、宅地や工業団地をはじめとする都市的土地利用の規制・誘導を図り、自然環境が調和した秩序あるまちなみの形成を目指します。

4) 災害リスクを考慮した土地利用の推進

- 安全・安心に暮らし続けられる生活環境の形成に向けて、災害リスクを考慮した適正な土地利用の規制・誘導を図ります。

5) 既存ストックを有効活用する土地利用の推進

- 市街地に残存する空き家・空き地などの低未利用地について、適切な維持管理および有効活用を促進し、良好な生活環境の形成を目指します。

▼将来都市構造と土地利用区分の関係

将来都市構造の区分 (ゾーン)	土地利用の区分 (エリア)	配置イメージ
市街地ゾーン	賑わい中心エリア	<ul style="list-style-type: none"> ■伊万里駅周辺の近隣商業地域、準住居地域、第二種住居地域が指定されているエリア ■駅通商店街や古伊万里通り周辺の商業地域、近隣商業地域、第二種住居地域が指定されているエリア
	地域商業エリア	<ul style="list-style-type: none"> ■伊万里中 IC（仮称）周辺の近隣商業地域、準工業地域、第二種住居地域が指定されているエリア ■国道 204 号沿いの近隣商業地域、準工業地域、第一種住居地域が指定されているエリア ■国道 202 号沿いの準工業地域、準住居地域が指定されているエリア
	住工共存エリア	<ul style="list-style-type: none"> ■東八谷搦の工業地域、準工業地域が指定されているエリア ■上伊万里駅北側の準工業地域が指定されているエリア ■伊万里温泉白磁乃湯周辺の準工業地域が指定されているエリア
	まちなか住宅エリア	■上記以外の近隣商業地域、第一種・第二種住居地域が指定されているエリア
	専用住宅エリア	■第一種中高層住居専用地域、第一種・第二種低層住居専用地域が指定されているエリア
地域生活 ・環境共生ゾーン	郊外住宅エリア	<ul style="list-style-type: none"> ■用途地域外のまとまった住宅地（あさひが丘など） ■都市計画区域外の生活拠点周辺（コミュニティセンター周辺など）
	農地・集落エリア	■上記以外の集落地やまとまった農地
	土地利用検討エリア※	<ul style="list-style-type: none"> ■今後、用途地域への編入を検討するエリア ※当該エリアは郊外住宅エリアの一部と重複
自然環境ゾーン（山林）	山林エリア	■国見山系、黒髪山系などのまとまった山林
自然環境ゾーン（海）	伊万里湾沿岸エリア	■伊万里湾沿岸部
産業ゾーン	工業団地エリア	■主要な工業団地一帯

(2) 土地利用の配置方針・誘導方針

市街地ゾーン

1) 賑わい中心エリア

- 土地の有効活用・高度利用を促進するとともに、商業、医療・福祉、金融、子育て支援、情報発信などの各種都市機能の維持・集積を図ることにより中心拠点としての機能を強化し、快適に暮らし続けられるコンパクトでまとまった生活圏の形成を推進します。
- 空き家・空き地などの低未利用地の活用促進、賑わいや活力の創出につながる商業機能や文化・交流機能などの維持・誘導を図り、居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成を目指します。

▼伊万里駅周辺



▼伊万里駅通商店街



2) 地域商業エリア

- 賑わい中心エリアの機能を補完するとともに、市内の観光周遊を促進する観点から、利用者ニーズに合わせた商業・業務施設や文化・交流施設、沿道サービス施設などの維持・集積を図ります。

▼国道 202 号の沿道



3) 住工共存エリア

- 周辺の住宅地との共存を前提として、既存の商業・業務施設や工場等の維持を図ります。

4) まちなか住宅エリア

- 主要な幹線道路や鉄道沿線の住宅地では、市中心部へ容易にアクセスできる立地条件を活かし、日常生活に必要なサービスを効率的に享受できる快適な住環境の形成を図ります。
- 既存の住宅用地を有効活用することを基本としつつ、開発需要の高まりが見込まれる場所については、本市の移住・定住の受け皿として、新たな住宅用地の形成や居住環境の向上に資する施設の整備等を検討します。

5) 専用住宅エリア

- まとまった低層住宅団地などでは、基盤施設の適切な維持管理を推進し、静かで落ち着いた生活環境の形成を図ります。

地域生活・環境共生ゾーン

1) 郊外住宅エリア

- コミュニティセンターや鉄道駅の周辺、一定の人口が集積する住宅地では、現在の土地利用を基本としつつ、既存の生活サービスの維持や基盤施設の機能向上に努め、安心して暮らすことができる生活環境の確保を図ります。
- 農地と宅地が混在している地域では、無秩序な開発等を抑制することで農地の保全・活用を図り、自然環境と調和したうるおいある住宅地の形成を図ります。
- 景観・観光・交流拠点の周辺では、当該地域の特性に十分配慮するとともに、産業振興や観光振興を見据えた施設機能の向上、市民・観光客の受入体制の強化などを検討します。
- 災害リスクの高い地域では、まちなかの災害リスクが少ないエリアへの緩やかな居住誘導を図ります。

2) 農地・集落エリア

- 中山間部に分布する集落地では、農地・山林などの豊かな自然環境と調和したうるおいある生活環境の維持・保全を図ります。
- 沿岸部や中山間部のまとまった農地は、生産・環境保全・景観形成・防災などの機能面から今後も適切な保全・活用を図ります。
- 景観・観光・交流拠点の周辺に立地する農地については、観光振興の場として活用することを検討します。

▼松浦コミュニティセンター周辺の農地



3) 土地利用検討エリア

- 市街地ゾーンと隣接した既存の住宅団地や開発需要の高まりが見込まれる場所については、まちなかへの移住・定住の受け皿として、今後の人口動向や基盤施設の整備状況等を勘案したうえで適正な土地利用計画と用途地域編入を検討します。

自然環境ゾーン（山林）

1) 山林エリア

- 国見山系や黒髪山系をはじめとする山林は、環境保全機能や防災機能などの面から今後も適切な保全を図るとともに、レクリエーションや観光振興の場として活用することを検討します。

自然環境ゾーン（海）

1) 伊万里湾沿岸エリア

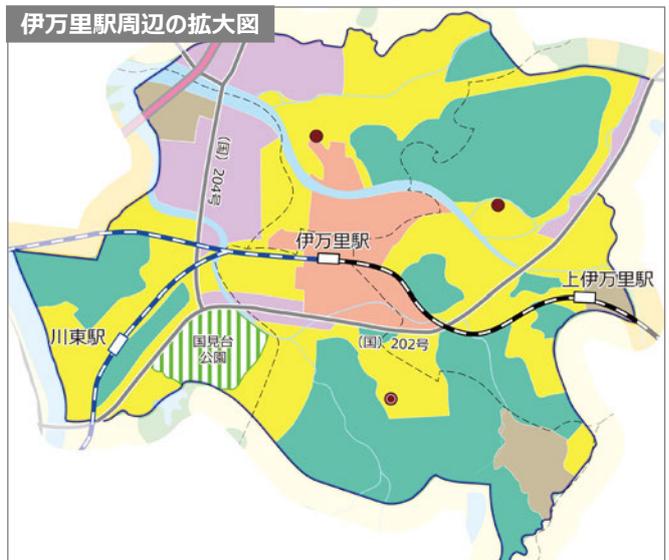
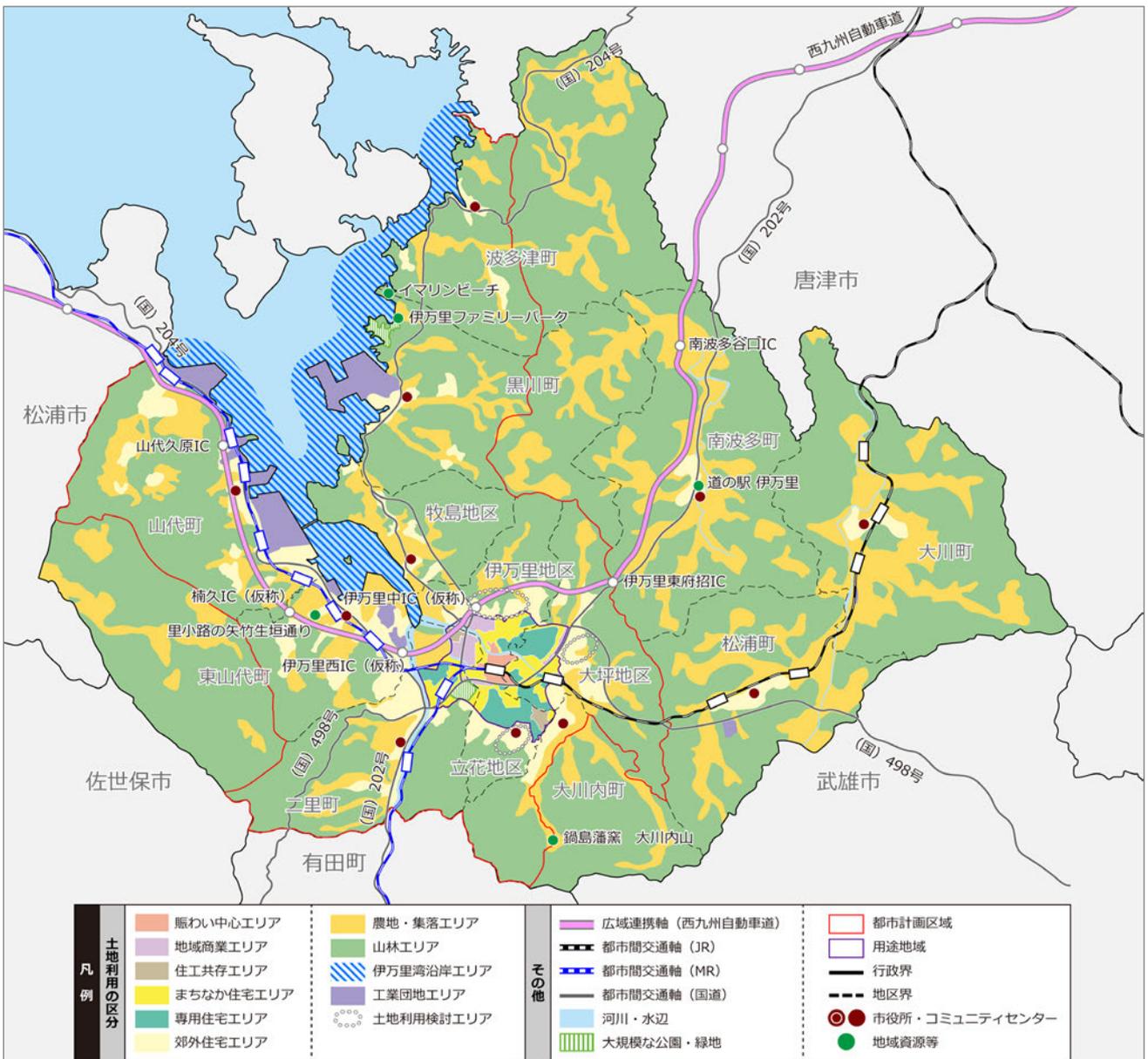
- 沿岸部の工業団地周辺などでは、豊かな海岸環境を保全することを前提とした施設整備や土地利用の誘導を図ります。
- 市民や観光客が水と触れ合うことができる海辺については、良好な親水空間の保全・形成に努めるとともに、スポーツ振興・観光振興の場としての活用を図ります。
- 玄海国定公園に指定されている区域においては、海への眺望に配慮した土地利用の規制・誘導を図ります。

産業ゾーン

1) 工業団地エリア

- 伊万里湾沿岸部の工業団地をはじめとする主要な産業拠点では、周辺の生活環境や自然環境に配慮した土地利用の誘導を図りつつ、生産性の向上と地域経済の活性化に資する施設整備を促進します。
- 工業団地近傍に位置する西九州自動車道の各 IC 周辺では、西九州自動車道全線開通に伴う流通量や流通経路の拡大を見据え、流通機能および交通機能の向上に資する施設等の整備を促進します。

▼土地利用方針図



4-2 都市施設整備の方針

(1) 基本的な考え方

本市の暮らしを下支えする都市施設等について、道路・交通体系、公園・緑地、河川・上下水道、その他の施設という4つの観点から整備方針を定めます。

1) 円滑な人流・物流を支える体系的な道路ネットワークの構築

- 都市活力の維持・増進に向けて、骨格となる幹線道路や各地域を結ぶ生活道路の計画的な維持管理を図るとともに、必要に応じて輸送量や耐災害性などの機能向上を図り、円滑な人流・物流を支える体系的な道路ネットワークの構築を目指します。

2) 持続可能な公共交通ネットワークの構築

- 誰もが安全かつ快適に移動できる生活環境の形成に向けて、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方に基づいた路線・便数の最適化を推進するとともに、利用しやすいサービスの提供に努め、持続可能な地域公共交通ネットワークの構築を目指します。

3) 地域の実情に合わせた効率的かつ効果的な公園・緑地の配置

- 交流・レクリエーション機能や防災機能の確保など、地域の実情に合わせた効率的かつ効果的な公園・緑地の配置を図り、計画的な維持管理・活用を促すことにより、市全体における生活環境の質的向上を目指します。

4) 安全で快適な暮らしを支える災害に強い生活基盤の構築

- 災害時等においても、安定した水道水の供給、汚水処理および雨水排水が行えるよう、各施設や管路の計画的な整備・維持管理を推進し、災害に強い生活基盤の構築を目指します。

(2) 道路・交通体系の整備方針

1) 道路体系

① 広域幹線道路（西九州自動車道）

- 関係機関との連携のもと、全線開通の早期実現に向けた国への要望活動を進めるとともに、整備促進のための地元住民への説明や円滑な用地取得の支援に取り組みます。
- すでに整備が完了している区間では、福岡都市圏～西九州させば広域都市圏を結ぶ人流・物流機能を保持するために、計画的な維持管理を関係機関に働きかけます。
- 特に伊万里中 IC（仮称）の周辺では、本市を含めた西九州北部観光の周遊起点としての活用を見据え、市中心部へのアクセス性の向上および交通渋滞の抑制策を検討します。

▼西九州自動車道



② 主要幹線道路

- 道路体系の骨格となる国道 202 号、204 号、498 号については、計画的な維持管理のほか、交通混雑箇所における渋滞の緩和や耐災害性の向上といった取組を関係機関に働きかけます。
- 主要な工業団地およびこれに類する施設に接続する区間では、工業団地を起点とした円滑な物流ネットワークの構築に向けて、輸送量などの機能向上に資する整備を関係機関に働きかけます。
- 市内観光の主要ルートとして機能することが期待される区間では、交流人口の拡大に向けて、周辺環境に配慮した案内標識の充実、歩きやすい歩行空間の整備、駐車場・駐輪場の適正配置などの取組を検討します。

③ 地区幹線道路

- 主要地方道ならびに一般県道については、計画的な維持管理のほか、歩行者・自転車の安全性確保が不十分な区間の改良や耐災害性の強化などの取組を関係機関に働きかけます。

④ 生活幹線道路・生活道路

- 主要幹線道や地区幹線道路を補完する市道については、移動の安全性と快適性の向上に向けて、計画的な維持管理のほか、道路構造令に適合しない区間の改良や残存する狭あい道路の解消、耐災害性の強化などを図ります。
- 特に市中心部の商店街や伊万里駅の周辺では、商店街・駅へのアクセス性を確保するとともに、居心地が良く歩きたくなるまちなか形成のための歩行空間の整備を検討します。

⑤ その他（都市計画道路の見直し等）

- 都市計画道路のうち、長期間、事業未着手または事業中となっている路線・区間については、地域の実情や社会情勢などを踏まえながら、必要に応じて廃止または変更に向けた検討・調整を行います。

2) 公共交通体系

①鉄道（JR・MR）

- 関係機関と連携しながら他の交通モード（バスやデマンドタクシーなど）との乗継利便性の向上を図ります。
- 特に伊万里駅については、周辺地域からのアクセス性の向上、駐車場の適正な配置および活用、駅前広場や待合所などの環境整備などを検討し、必要に応じて主要交通結節点としての機能充実を図ります。

▼JR 筑肥線



②路線バス・コミュニティバス

- 誰もが安全かつ快適に移動できる生活環境の形成に向けて、伊万里市地域公共交通計画に基づいた利用者や地域のニーズを踏まえた路線・便数の最適化、IT 技術（自動運転や MaaS 等）の導入などを検討し、利便性の更なる向上を図ります。
- 福岡都市圏への移動を担う高速バスについては、既存路線の維持を図るとともに、必要に応じて西九州自動車道の全線開通に伴う利便性向上策を検討します。
- 各地域のコミュニティセンター周辺などでは、「小さな拠点」の形成に向けて、交通結節点（バス停）における乗継利便性の向上、待合所の質的向上、賑わい・交流空間の整備といった取組を促進します。

▼いまりんバス



③デマンドタクシー

- 関係機関と連携して既存路線の維持と地域ニーズへの柔軟な対応を図るとともに、バス等の公共交通の利用が難しい、郊外地域や中山間地などの公共交通空白地地域における移動手段としての運行を検討します。

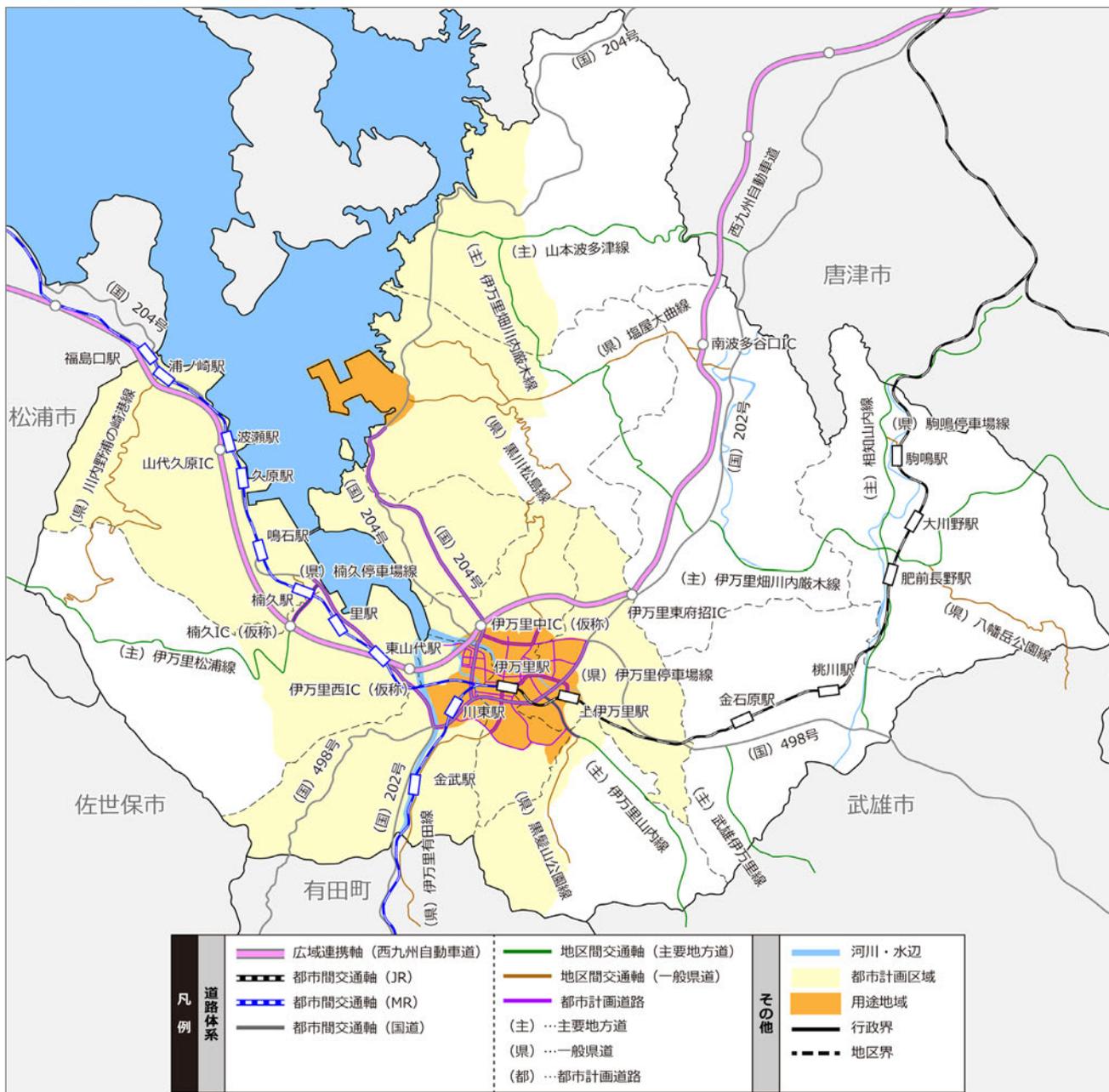
④その他

- 多様化するライフスタイル、観光スタイルに対応した移動手段の確保に向けて、ライドシェア運送やグリーンスローモビリティ、シェアサイクルなどの新たな交通モードの導入を検討します。
- スクールバスや通院送迎サービスなどの既存輸送資源や、観光と交通をセット化した新規需要の掘り起こしなど、教育や医療、観光などの各分野との連携を検討します。

▼シェアサイクルのイメージ



▼道路・交通体系の整備方針図



(3) 公園・緑地の整備方針

1) 都市公園

- 既存施設の計画的な維持管理を推進するとともに、利用者や地域ニーズを踏まえた各施設の役割・機能・配置などの適正化を図ります。
- 施設のバリアフリー化などを検討し、誰もが安心して利用できる環境整備を図ります。
- 効果的かつ効率的な施設の維持管理を行うために、公園管理の一元化や公園整備における公民連携手法（Park-PFI等）の導入などを検討します。

▼国見台公園



2) 身近な公園・その他の緑地

- 地域の身近な公園や緑地については、環境保全や防災の面から、既存施設の計画的な維持管理および適正配置に努め、各地域の生活環境の維持・向上を図ります。
- みどり豊かでうるおいある生活環境の形成に向けて、主要な幹線道路や駅、拠点となる施設などの周辺における緑化整備に努めます。

▼公園・緑地の整備方針図



(4) 河川・上下水道の整備方針

1) 河川

- 市内の主要 5 河川（伊万里川・新田川・有田川・徳須恵川・松浦川）については、安全・安心な生活環境の形成に向けて、治水対策および計画的な維持管理の推進を関係機関に働きかけるとともに、河川が有する多様な生態系や自然景観を活かした親水空間の創出に努めます。

▼伊万里川



2) 上水道

- 伊万里市水道ビジョンに掲げる持続可能な水道事業を行うため、アセットマネジメントに基づく水道施設の適切な維持管理と計画的な更新により漏水の発生等を予防し、安全で安心な水の安定的な供給と有収率の向上を図ります。
- 災害時等においても、安定的な給水ができるように、上水道施設の耐震性・機能性の向上を図ります。
- 山間部などの水道未普及地域においては、地域の実情を踏まえながら、給水区域の拡張や新たな給水手法の導入などを検討します。

3) 工業用水道

- 工業用水の安定供給を図るために、工業用水道施設の適切な維持管理と計画的な更新に努めます。

4) 下水道

- ストックマネジメントに基づく下水道施設の適切な維持管理と計画的な更新を行うとともに、重要な幹線管渠における耐震化対策を推進することで汚水排水の流下機能を確保し、健康的で快適な生活環境の形成と水環境の保全を図ります。
- 公共下水道・農業集落排水の供用区域外となる地域においては、合併処理浄化槽の設置を促進し、市全体における汚水処理の普及率向上を図ります。

(5) その他施設の整備方針

1) 港湾施設

- 本市の産業振興および地域活力の増進に向けて、沿岸部における新たな産業用地の確保、港湾機能の向上などの取組を検討します。
- 主要な工業団地等が集積する伊万里港については、コンテナ貨物の更なる集荷促進を図りながら、コンテナ保管能力の向上や荷役の効率化を目的とした施設整備を関係機関に働きかけ、北部九州における国際物流拠点としての機能拡充に努めます。

▼伊万里港



2) 公共建築物（庁舎、コミュニティセンター、学校など）

- 庁舎やコミュニティセンター、学校といった施設の更新・新設にあたっては、多機能化・複合化を視野に入れた効率的な施設整備を検討し、利便性の高いコンパクトでまとまった生活圏の形成を図ります。
- 利用者や地域ニーズを踏まえながら既存施設の統廃合を検討し、地域コミュニティの維持ならびに維持管理コストの縮減を図ります。

4-3 自然環境保全の方針

(1) 基本的な考え方

みどり豊かでうるおいある生活環境の形成に向けて、山林・農地や沿川・沿岸部などの自然環境に関する保全・活用の方針を定めます。

- 1) 山林・農地等が有する多面的機能の保全・活用
- 2) 賑わいと交流の創出に資する親水空間の保全・活用

(2) 山林・農地等の保全・活用方針

- 国有林・民有林や各自然公園区域などを中心として、豊かな山林の適切な保全に努めるとともに、治山対策等の基盤整備や自然体験の場としての活用を検討します。
- 中山間部などに分布する優良農地については、無秩序な開発の抑制により適切な農村環境の保全を図るとともに、遊休農地等の解消・利活用や観光産業（グリーンツーリズム等）への活用を検討します。

▼玄海国定公園 「竹の古場」公園



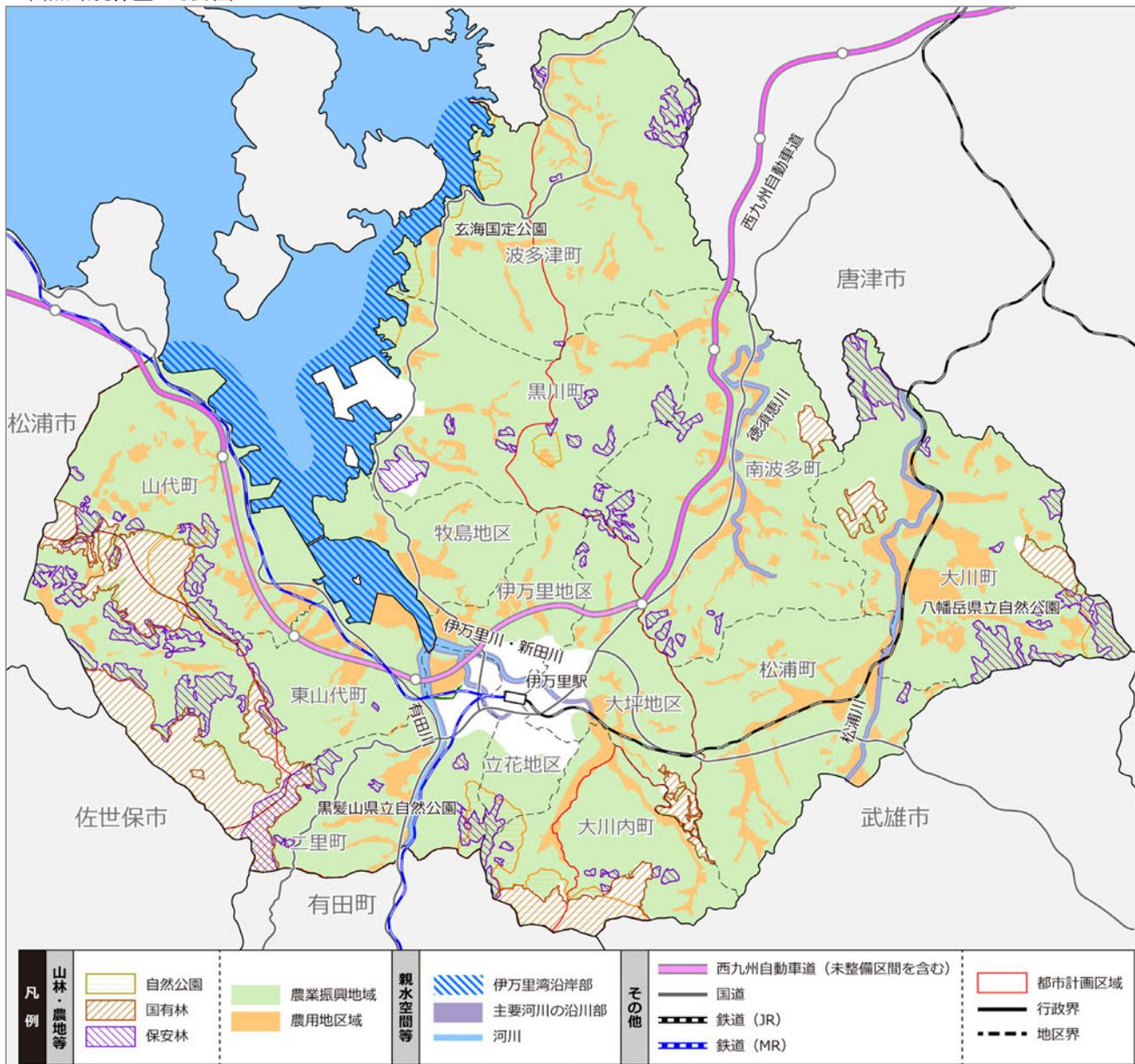
(3) 親水空間（沿川・沿岸部）の保全・活用方針

- 市民や来訪者が安全・安心かつ気軽に水に親しめる生活環境の形成に向けて、緩傾斜護岸や自然護岸など、親水性が確保された河川・海岸整備を図ります。
- 伊万里湾沿岸部については、工業団地や農地等の利活用を図りつつ、生態系や水質の保全を前提とした良好な海岸環境の形成に努めます。
- 貯水池（ダムやため池）については、周辺の山林や農地などと一緒に適切な維持管理に努めます。

▼人工海浜公園 イマリビーチ



▼自然環境保全の方針図



4-4 景観形成の方針

(1) 基本的な考え方

魅力ある都市づくりを目指し、山林・農地等、市街地、景観計画区域（里地区・大川内山地区）の3つの観点から、景観形成の方針を定めます。

- 1) 自然の豊かさを活かしたうまいのある景観の保全・形成
- 2) 歴史資源を活かした落ち着きと風格あるまちなみの形成

(2) 山林・農地等における景観形成方針

- 国見山系や黒髪山系をはじめとする山林においては、保安林等の法令の適正な運用により、豊かな緑を保全するとともに、緑と調和した美しいまちなみ景観の保全・形成を図ります。
- 中山間部や沿岸部の農地や里山については、無秩序な市街化の抑制、営農環境の維持、治山事業の実施等により、良好な田園景観の保全を図ります。

▼青螺山への眺望



(3) 市街地における景観形成方針

- 伊万里駅や西九州自動車道各 IC の周辺では、本市を含めた西九州北部観光の周遊起点としての活用を見据え、案内サインの充実や公共空間の美化などによる「まちの玄関口」として相応しい景観の形成を図ります。
- 新たな開発等により現在のまちなみが大きく損なわれることがないよう、必要に応じて景観法に係る各種制度を活用し、良好な市街地景観の形成を図ります。

▼伊万里駅北側の様子



▼伊万里駅南側の駅前広場



(4) 景観計画区域における景観形成方針

1) 里地区

① 矢竹生垣通り、青幡神社参道、旧道

- 浮立のルートである矢竹生垣通りや青幡神社参道、旧道は、低層住宅を主体とした、潤いや落ち着きのある景観形成を図ります。
- 矢竹生垣通りの特徴である、通りの両側にある丁寧に管理された生垣、季節を彩る庭木、さらに通りからセットバックされた低層住宅で構成された歴史的な道路景観を守り、継承します。

② 田園・臨海エリア

- 親種寺や大辨財天（だいべんざいてん）から伊万里湾までの地域の良好な眺望景観を守り、伊万里湾や田園などの自然や文化と一体となった景観形成を図ります。

2) 大川内山地区

- 藩窯公園や史跡地等からの眺望を確保し、眼下に広がる家並みと周辺の自然環境が一体となった景観形成を図ります。
- 通りに建ち並ぶ低層建物、背後に広がる史跡地や岩壁、集落の合間から見える窯元の煙突など、本地区の景観を構成する重要な要素を今後も適切に保全し、地区独自の歴史・文化を物語る景観を守り継承します。
- 秘窯の里としての趣が感じられ、訪れたいまちなみの保全・形成を目指し、行政の支援と地域協働による景観まちづくりの取組を推進します。
- 肥前窯業圏の一翼を担う地区として、近隣市町（唐津市、武雄市、嬉野市、有田町、佐世保市、波佐見町）との連携を図りながら、地域活性化に資する各種事業の実施を検討します。

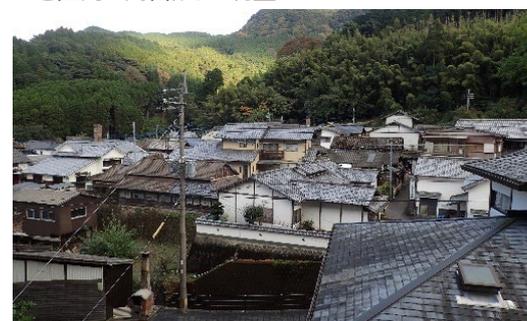
▼ 矢竹生垣通り



▼ 伝統芸能の浮立



▼ 地区内の高台からの眺望



▼ 鍋島藩窯坂



4-5 安全・安心なまちづくりの方針

(1) 基本的な考え方

市民が安全・安心に暮らせるよう、防災・減災対策と防犯・交通安全対策という2つの観点から、まちづくりの方針を定めます。

- 1) 災害が起こりにくい・災害に強いまちの形成
- 2) 地域力による防災・防犯の推進
- 3) 防犯対策を適切に実施し、安心して暮らせる居住環境の形成

(2) 防災・減災対策の方針

1) 土砂災害対策

- 急傾斜地の崩壊や土石流の発生が懸念される地域では、関係法令に基づいた土地利用規制を図るとともに、国・県と連携しながら対策工事の実施を推進します。
- 国や県、森林組合をはじめとする関係機関との連携により山林の適正な管理を促進し、山林が有する多面的な機能の維持・活用を図ります。

▼災害発生時の様子



2) 水災害対策

- 市街地における内水氾濫対策として、雨水ポンプ場や雨水渠をはじめとする排水施設の適切な維持管理、機能向上を推進します。
- 河川の氾濫や高潮等による浸水被害が見込まれる地域では、河川改修や浸水対策施設の維持・整備などの治水対策を推進します。
- 市内の主要な河川については、国や県、近隣市町との連携により、流域全体で水害による被害低減を図る「流域治水」の取組を推進します。
- 貯水池（ダムやため池）については、関係機関との連携による適切な維持管理を推進し、治水・利水機能の確保を図ります。
- 伊万里湾沿岸部では、緊急物資や人員の海上輸送が確保できるよう、港湾施設における耐災害性の強化に向けた取組を検討します。

3) 震災対策

- 緊急輸送道路や指定避難所など、防災上重要な施設とその周辺に立地する建築物の耐震化・不燃化を促進します。
- 老朽建築物や旧耐震基準の建築物については、耐震診断および耐震改修等の実施を促進します。
- 緊急車両の円滑な通行を確保するとともに延焼遮断機能の向上を図るため、ゆとりをもった道路幅員の確保や公園・緑地等の適正配置に努めます。
- 電柱の倒壊等による道路寸断の対策として、中心市街地や緊急輸送道路周辺の無電柱化を検討します。
- 大規模盛土造成地については、県と連携しながらスクリーニング調査を進め、災害発生が予測される箇所の把握ならびに被害低減に向けた対策を推進します。

4) 原子力災害対策

- 迅速かつ確実な避難体制の構築に向けて、市民および関係機関への伝達手段の多重化、主要避難経路（国道 202 号・498 号、主要地方道 伊万里山内線・武雄伊万里線）の耐災害性の強化を図ります。
- 原子力災害対策の意識醸成に向けて、市民に対する原子力に関する知識等の普及啓発、避難所・避難経路の周知徹底を図ります。

5) 避難・救援体制の構築

- 災害発生時における迅速な避難・復旧体制の構築に向けて、道路や上下水道をはじめとする社会基盤施設の適切な維持管理を図るとともに、施設の多重化等による耐災害性の強化に努めます。
- 公園やコミュニティセンターなどは、身近な避難場所として適切な維持管理を図るとともに、計画的かつ、適正な配置となるよう努めます。
- 情報システムの整備・運用を含む防災連絡体制および事前防災体制の確立と強化により、迅速かつ正確な情報を継続的に提供し、二次災害の防止を図ります。

6) 防災意識の醸成

- ハザードマップの作成や地域防災活動の実施など、災害危険箇所や避難場所・避難路の周知を図り、自助・共助による防災意識の醸成に努めます。
- 消防団や自主防災組織の育成および強化を図るとともに、各種団体相互の連携・強化を促進します。

▼防災訓練のイメージ



7) 復興事前準備

- 災害発生後、早期に的確な復興まちづくりに着手できるよう、復興体制や復興手順の検討を行うなど、復興事前準備に向けた取組を推進します。
- 復旧・復興まちづくりサポーター制度の活用など、先導的な取組を実施している地方公共団体との情報共有等の連携を実施することにより、取組の質的向上を図ります。

(3) 防犯・交通安全対策の方針

- 安心して暮らせる生活環境の形成に向けて、防災、交通、福祉等の各分野との連携を図りながら、防犯に配慮した施設整備を促進します。
- 防犯パトロールや子ども 110 番の強化など、地域の自主的な安全活動を促進します。
- 幹線道路などについては、ゆとりを持った歩行空間の確保や歩行者動線の分離等により、歩行者が安全に通行できる道路空間の整備に努めます。
- だれもが安心・安全に通行できるよう、段差の解消や障害物の除却など、歩道のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を検討します。

▼防犯パトロールのイメージ

